

## 東北地方太平洋沖地震に伴う建設業許可・経営事項審査の有効期間の 取り扱いについて

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）により、東北地方太平洋沖地震による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）が適用され、建設業許可等の有効期間が延長されることとなりました。

詳細については、下記のとおりです。

### 1 対象者

特定被災地域内（平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域）に主たる営業所を有する業者

千葉県内においては（6市、1町、1区）

旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町

千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市

### 2 建設業許可等の有効期限の延長について

下記の許可等を受けた方のうち、平成23年3月11日以降に有効期間が満了するものについては、当該許可等の有効期間が平成23年8月31日まで延長されます。

本来の有効期間内に更新の手続きを行うことができない方については、延長後の有効期間が切れないように更新の手続きを行ってください。

- ・ 建設業許可
- ・ 経営事項審査

### 3 変更届出書等の提出期限の延長について

下記の許可に係る届出（変更の届出を含む。）のうち、平成23年3月11日以降に提出期限を迎えるものについては、当該届出の提出期限が平成23年6月30日まで延長されます。

なお、法定の提出期限内に届出が可能な方については、従来どおり期限内の提出をお願いいたします。

- ・ 建設業許可

国土交通省ホームページ：[http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04\\_hh\\_000043.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo04_hh_000043.html)

災害救助法適用地域（千葉県内）：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/230324.html>